

# 体育施設使用心得

(平成 29 年 8 月 22 日施行)

大阪河崎リハビリテーション大学

## 大阪河崎リハビリテーション大学 体育施設使用心得

本学の目的・理念を実現し、正常かつ円滑な課外活動を行うため、体育館施設使用規程第 10 条に基づき、体育施設使用心得を次のとおり定める。体育施設使用者は、これを遵守しなければならない。

- 1 体育施設を課外活動で使用する場合、各課外活動の責任者が、使用許可書と学生証を学務係（土曜日は事務日直）に預けることで鍵が貸与されることを鑑み、責任者のみならず使用者全員が体育施設の使用に自覚と責任をもつこと。
- 2 体育施設使用者は、常に体育施設の美化及び清掃に努めること。課外活動で体育施設を使用する場合は、協力して美化及び清掃に当たるための当番表を作成し、学務係に提出すること。
- 3 体育施設使用者は、責任をもって使用した施設及び通路の整理、清掃を行い、使用時間を厳守すること。
- 4 体育授業・各課外活動において共同で使用するシャワー室・便所・廊下はその使用者が清掃に努めること。特に、シャワー室の給湯設備を使用した場合は、該当設備の管理を徹底すること。
- 5 体育館内・部室・控室はもとより、これらを含む全敷地内及び本学が定めた禁煙地域での全面禁煙を遵守すること。
- 6 施設内において、乾球温が 35 度を超える場合は、運動は原則行わないこと。また、乾球温が 31 度を超える場合は、激しい運動は控えること。
- 7 体育館内・控室での飲食はしないこと（但し、水分補給のためのお茶やスポーツドリンクに限り可能）。部室に限り飲食は可能とするが、ゴミは各自持ち帰り処分すること。
- 8 火気の使用並びに飲酒は厳禁とする。

- 9 掲示物は学務係で許可を得た上、指定した場所以外には貼付しないこと。
- 10 体育施設使用者は、常に盗難・火災に注意し、その防止に努めること。
- 11 使用後は、消灯、戸締り等責任をもって処置すること。
- 12 駐輪・駐車については、周辺地域に無断駐輪・駐車しないこと。体育館内の定められた所定の場所に駐輪・駐車すること。
- 13 上記の各項目を遵守しない場合は、顧問を通じて、課外活動での使用を禁止とする。また該当学生については、厳重な指導をおこなう。
- 14 この使用心得の改廃は、学生委員会の発議により、学生部長が行う。

(追記)

その他、必要な事項は追って定める。

附 則

この心得は、平成 18 年 7 月 5 日から施行する。

附 則

この心得は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この心得は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この心得は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この心得は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この心得は、平成 29 年 8 月 22 日から施行する。